

## 「地域ブランドの商標法における保護の在り方について」の概要

平成 17 年 2 月  
産業構造審議会  
知的財産政策部会  
商標制度小委員会

### ・地域ブランドの定義と検討の背景

近年、地域の事業者が協力して、事業者間で統一したブランドを用いて、当該地域と何らかの（自然的、歴史的、風土的、文化的、社会的等）関連性を有する特定の商品の生産又は役務の提供を行う取組み（地域ブランド化）が全国的にさかんになっており、こうした取組みを支援する地方公共団体等の動きも活発化するなど、地域ブランドに対する期待が急速に高まっている。

しかしながら、多くの地域ブランド化の取組みにおいて用いられているこのような商標については、現行商標法上、一定の要件を満たす場合を除き、商標登録を受けることはできないこととされている。

#### 商標登録が認められる場合

- (ア) 外形上識別力のない文字商標であっても、事業者が実際に使用した結果、全国の当該商品（役務）の需要者との関係において出所表示機能を獲得した場合。（第 3 条第 2 項）
- (イ) 文字商標だけで登録するのではなく、識別力のある図形等（マーク）と組み合わせさせた場合。

### ・地域ブランドの事例と登録ニーズ

#### 1. 登録のニーズと担い手

##### (1) 商標登録のニーズ

地域ブランド化の取組みが進展し、需要者において地域ブランドと対象商品（役務）との結びつきが徐々に認識されるようになると、地域の内外から、周知となった地域ブランドの持つ信用にただ乗りし、粗悪な商品（役務）や他産地の商品（役務）について当該ブランド（又はこれと類似の商標）を用いることで不正な利得を得ようとする者が現れることとなるが、現行商標法では、こうした場合に的確な保護を行うことは困難である。

##### (2) 登録の担い手として保護すべき者

ブランド活動は商品について直接的に責任を有する事業者が自ら管理を行うケースが最も一般的である。実際、地域ブランド化の取組みの担い手となっている主体は、ほとんどが農産品については農業協同組合、工業品については工業協同組合等、事業者を構成員とし設立された団体である。

## 2. 海外の例

EU、イギリス、ドイツ、スペイン、アメリカ、中国及び（本年に入り）韓国においても、制度の具体的内容は多少異なるものの、団体商標として原産地を表示する商標を登録することができる制度が設けられている。

### ・地域ブランドの保護制度について

#### 1. 基本的考え方

- (1) 以上のような実態、事業者や地域からのニーズ等を踏まえると、地域ブランド化の取組みの結果、全国の需要者との間では十分に出所識別機能を有しているとは言えない段階であっても、ある程度需要者間に出所の識別がなされるようになったものについては、他者の権利を不当に制限しないことに留意しつつ、商標登録できることとするための商標制度の導入が期待される。必要ならば商標法の改正を視野に入れて、早期に具体化を図る必要がある。
- (2) その際、商標法において、「地域名」と「商品（役務）名」の組合せが商品（役務）の産地名表示や原材料表示として用いられている場合には商標権侵害とならないのは、通常の商標の場合と同様であること、また、商標法は、あくまで一定の商標を使用した商品又は役務の出所を識別させることを目的とする識別法であり、地域ブランドについて商標の登録を認めることが当該商品又は役務の優位性や品質を行政庁が保証するような性格のものではないことに十分留意する必要がある。

#### 2. 制度改正の具体的方向

##### (1) 登録のための主たる要件

###### 商標の構成

現行法では識別力を欠くとして登録できない、地域名と商品（役務）名からなる文字商標を登録の対象とする。地域名の範囲は、需要者に地域名と認識されているものであれば、行政区画名、旧地名、海域名、外国地名、山岳や河川の名称等を広く対象とする。商品（役務）の名称についても、「織」「焼」「塗」といった名称も保護の対象に含めることが適切である。

###### 周知性

使用された結果、団体又はその構成員の商品（役務）を表示するものとして一定範囲の需要者に認識されるに至ったものについては、周知性を有するものとして登録を認めることが適当である。例えば、隣接都道府県に及ぶ程度の範囲と浸透が必要と考えるのが妥当であろう。

###### 地域名と商品（役務）の関連性

地域ブランド化の取組みは、地域と密接な関連性を有する商品（役務）について、当該地域名を冠した商標を使用し、他の地域の商品（役務）と差別化を図ろうとす

るものであり、商標中の地域名が実際に当該商標を使用している商品又は役務と関連性を有することが適当である。

## ( 2 ) 登録の主体の要件

### 事業者を構成員とする団体

地域ブランドにおいて用いられる地域名と商品（役務）名のみからなる文字商標の登録を認める主体については、特別の法律に基づいて設立された組合であって法人格を有するものを中心に検討することが適切である。

### 加入の自由性

地域名と商品（役務）名からなる文字商標については、構成員たる資格を有する者の加入を不当制限してはならない旨が担保された団体に限り、地域団体商標の登録を受けられることとするのが適当である。

## ( 3 ) 商標権の効力等

### 先使用权

地域団体商標の出願前から既に当該商標又は類似の商標を使用している事業者（団体の非構成員）が存在する場合、既に同一商標を使用している事業者の商標については未だに周知性を獲得していない場合であっても、引き続き使用することを認めることが適当である。また、先使用权者に対し、商標権者が商品（役務）の出所の混同防止のための必要な表示を付すべきことを請求できることが適当である。

### 商標権の移転

地域団体商標に係る商標権については、一般承継の場合に限って移転を認めることとするのが適切である。

### 専用使用权の設定

地域団体商標については、専用使用权の設定を制限することが適切である。

## ( 4 ) 異議申立て、無効審判及び取消審判

地域団体商標についても、登録要件に係る審査で拒絶されるべきものが誤って商標登録を受けた場合には、地域団体商標の商標登録に対し、異議申立て及無効審判が可能とするよう措置することが適当である。

また、地域団体商標に係る登録商標が登録後に明らかに周知性を失うに至った場合には、第三者が無効審判を請求できるよう措置すべきである。

通常の商標と同様に商標権者により不正な使用があった場合等には、取消審判を請求できる旨を規定することが適当である。